



広 報

# あんど

平成19年  
2007

8

No.417

Heart Full Information



小学2年生のプール授業の様子です。



夏だ！ プールだ！  
きもちいい。

# 平成19年 第2回安堵町議会定例会

平成19年第2回安堵町議会定例会は、6月12日から19日の8日間の会期で行われました。

人事案件、報告案件、補正予算案、条例の一部改正等が審議され、いずれも承認・可決されました。

## 人事案件

○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて【適任】

山崎泰一氏（岡崎）が9月30日、任期満了を迎えられるため、後任に桑原眞代氏（西安堵）を推薦するにあたり、議会の意見を求められ、適任とされました。

## 報告関係

○平成18年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について【承認】

翌年度繰越額 3,700万円  
（後期高齢者医療制度の創設に係る電算システム開発・改修事業 2,410万円）  
（下水道事業繰出金 1,290万円）

○平成18年度安堵町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について【承認】

翌年度繰越額 1,512万円  
（後期高齢者医療制度の創設に係る電算システム開発・改修事業 1,512万円）

○平成18年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について【承認】

翌年度繰越額 2億4,960万円（公共下水道事業）

○平成18年度安堵町水道事業会計予算繰越計算書について【承認】

翌年度繰越額 1,600万円  
（岡崎地区水質改善下水道工事に伴う配水管布設替工事）

## 専決処分

○平成18年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について（補正第1号）【承認】

・補正額 1,341万円  
・歳入歳出総額 1,734万円  
・主な補正内容  
前年度繰上充用金

## 補正予算

○平成19年度安堵町一般会計補正予算について（補正第2号）【可決】

・補正額 0円（財源更正）  
・歳入歳出総額 27億7,150万3千円  
・主な補正内容  
地域ふれあい活動体験事業県費補助金の増 12万円

○平成19年度安堵町老人保健特別会計補正予算について（補正第1号）【可決】

・補正額 1,146万6千円  
・歳入歳出総額 7億7,246万6千円  
・主な補正内容  
概算交付された県費、支払基金交付金の精算による償還

## 条例改正

○特別職の職員で非常勤のもの報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について【可決】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正（平成19年3月31日施行）に伴い、本町においても選挙長、投票管理者、開票管理者、立会人の報酬がそれぞれ100円引き下げられました。

## その他

○王寺周辺広域土地開発公社の解散について【可決】

広域圏内の振興整備事業の円滑な推進を図るために必要な公共用地・公用地等の取得や造成管理等を目的として設立されましたが、今後において事業を行う予定がないため、本年11月30日をもって解散することになりました。

○奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

奈良県後期高齢者医療広域連合議員の町村議会議員候補者が定数を超えたため、安堵町議会においても選挙が行われました。

○地球温暖化防止と国土保全のために林業・木材産業の再生を求める意見書【可決】

## 第八回特別弔慰金の請求はお済ですか？

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の制度についてご案内いたします。

### 1・特別弔慰金制度の概要

先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、国として弔意の意を表すため、終戦20周年、30周年、40周年、50周年といった特別な機会をとらえ、戦没者等のご遺族に対して「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）」に基づき特別弔慰金（記名国債）が支給されております。

平成17年は終戦60周年に当たることから同法が改正され、戦没者等のご遺族に対し改めて特別弔慰金が支給されることになりました。

### 2・支給対象者

平成17年4月1日において、

恩給法（大正12年法律第48号）による公務扶助料や戦傷病者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順序による先順位のご遺族お一人に第八回特別弔慰金が支給されます。

### 戦没者等の死亡当時のご遺族で

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。）
- (4) 上記(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(5) 上記(1)から(4)以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。）

戦没者等の子や兄弟姉妹など、同じ順位の方が複数人の場合は、そのうちの代表者お一人が特別弔慰金を請求することになります。

また、その際、請求者以外の同順位の方については、請求同意書の提出が必要となります。

### 3・支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

### 4・請求期限

平成20年3月31日まで（この期限までに請求を行わないと、時効により権利が消滅することになりますのでご注意ください。）

### 5・請求窓口

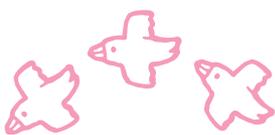
住民課 援護担当係

☎0743-57-1511（代）

このお知らせは、特別弔慰金の制度を広く知っていただき、時効による受給権の消滅を防止する目的から、平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に公務扶助料や遺族年金等の受給者が失権し、失権時給与金や未支給年金の請求をされた等の方々にお知らせしているものです。

このため、あなた様が、第八回特別弔慰金の支給対象者ではない場合もありますが、その場合、他に支給対象となるご遺族がおられるときは、是非あなた様からこの制度をお知らせくださるようお願いいたします。

なお、既に特別弔慰金を請求している場合、再度請求する必要はありません。



老人保健制度で医療を受けている方へ



新たに

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。

これまでの「老人保健法」による老人保健制度に替わり、平成20年4月から『高齢者の医療の確保に関する法律』により、75歳以上の後期高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度（後期高齢者医療制度）が新設されることになりました。

### 老人保健制度からの変更点

	老人保健法による医療制度 (平成20年3月31日まで)	後期高齢者医療制度 (平成20年4月1日から)
運営主体及び手続き	市町村	県内の全市町村で構成する「奈良県後期高齢者医療広域連合」 ただし、窓口業務や諸手続きは市町村窓口で行います。
対象者	75歳以上の方と65歳以上75歳未満の方で一定程度の障害のある方。	左と同じ
医療制度の適用を受けるには	国民健康保険または健康保険等の医療保険に加入していることが条件。	対象者全員が奈良県後期高齢者医療保険に加入します。※現在の国保、社保から脱退することになります。
医療機関を受診する際は	医療保険証と老人医療受給者証を提示する。	後期高齢者医療被保険者証を提示する。
医療機関での負担割合	1割負担 (現役並み所得がある方は3割負担)	左と同じ
保険料	医療保険によって異なり、加入している医療保険者に支払う。	原則として都道府県単位で統一され、年金からの天引きとなります。(但し、普通徴収になる場合もあります。)

○奈良県後期高齢者医療広域連合について

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で全市町村により構成される広域連合が運営します。  
奈良県後期高齢者医療広域連合のホームページ  
<http://www.nara-kouki.jp/>

上記内容のほか、運営主体である広域連合で定める事項につきましては、奈良県内の市町村長や市町村議会議員の中から選出されます議員20名から成る奈良県後期高齢者医療広域連合議会において決定していくこととなります。

○保険料について

奈良県後期高齢者医療広域連合議会において、平成19年11月頃に奈良県の保険料が決定される予定です。



# 老人保健

## 所得区分について

所得・収入に依じて、現役並み所得者・一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰに区分され、自己負担割合・自己負担限度額が決まります。

### 現役並み所得者

その世帯に属する70歳以上の方の所得・収入で判定します。

- (1) 課税所得額が145万円以上ある老人医療受給対象者
- (2) 課税所得額が145万円以上ある70歳以上の方または老人医療受給対象者と同一の世帯に属する老人医療受給対象者

※ただし、収入額が次の①又は②の一定基準を満たす場合は、市町村に申請することで1割負担になります。

①世帯内に他の70歳以上の方がいない場合

収入額が383万円未満であれば、申請によって1割負担

になります。

②世帯内に他の70歳以上の方がいる場合

収入の合計額が520万円未満の場合、申請によって1割負担になります。

ただし、平成18年8月から2年間に限り、公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴い、現役並み所得者になつた方については、自己負担限度額を「一般」とする経過措置が設けられます。

### 低所得Ⅱ

その世帯に属する世帯主および世帯員全員の課税状況で判定します。

その属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税である老人医療受給対象者

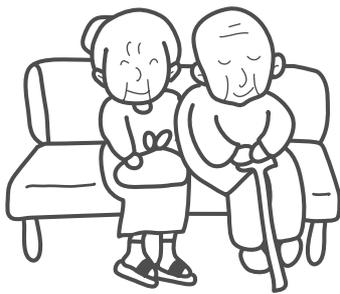
ただし、老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、世帯員の一部が課税者になつた世帯においては、当該世帯の非課税者については「低所得Ⅱ」の限度額を適用する経過措置が設けられます。

### 低所得Ⅰ

その属する世帯の世帯主および世帯員全員の所得状況で判定します。その属する世帯の世帯主および世帯員全員が非課税かつ基準額以下の所得である老人医療受給対象者

### 一般

どれにも該当しない方



### 窓口で支払う自己負担額

かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）を支払います。ただし、個人ごとに同じ月の負担限度額を超えた分は払い戻しを受けることが出来ます。

世帯の所得区分	通院の限度額 (個人ごとに計算)	世帯の限度額
現役並み所得者	44,000円	80,100円+ 〔(かかった医療費－ 267,000円) × 1%〕 (44,000円) ※
一般	12,000円	44,000円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※1年間に4回以上限度額を超えた場合、4回目以降の限度額は( )の金額となります。

注)入院時の食事代や差額ベッド代等は、支給対象となりません。

	療養病床以外	療養病床 ※
現役並み所得者 及び 一般	1食につき 260円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入院時生活療養費Ⅰを算定する 保険医療機関に入院する場合 (食費) 1食につき 460円 (居住費) 1日につき 320円</li> <li>●入院時生活療養費Ⅱを算定する 保険医療機関に入院する場合 (食費) 1食につき 420円 (居住費) 1日につき 320円</li> </ul>
低所得Ⅱ	1食につき 210円	(食費) 1食につき 210円 (居住費) 1日につき 320円
低所得Ⅰ②	1食につき 160円	(食費) 1食につき 100円
低所得Ⅰ①	1食につき 100円	(居住費) 1日につき 0円

なお、入院の場合は食費や居住費の自己負担が左記のとおり必要です。ただし、入院する病床によって自己負担が異なります。

※ただし、療養病床に入院している場合でも、入院医療の必要性の高い状態が継続する方や、回復期リハビリテーション病棟に入院している方は、療養病床以外に入院する場合と同じ自己負担額となります。

**老人保健 入院「限度額適用・標準負担額減額認定証」**

※住民税非課税世帯の人は、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すれば、入院時の患者負担限度額および食費負担（上記料金表の通り）が少なくて済みます。

この認定証は、安堵町老人保健の窓口申請して、認められた場合に交付されます。

認定期間は申請日の月初めから7月31日までです。8月以降は再度申請が必要です。

また、1年間に90日以上入院の場合は、入院日数が分かる書類（領収書等）を持参し、再度申請が必要です。

世帯に無申告の方がいる場合は、非課税世帯として取り扱われませんので注意して下さい。

**申請受付**

住民課②番窓口  
☎57-1511 (代)  
老人保健の窓口 内線2222

**母子医療更新のお知らせ**

**児童扶養手当を受けている方へ**

母子医療受給資格者証をお持ちの方は、児童扶養手当現況届と一緒に母子医療の申請書を送付しますので申請にお越し下さい。

**申請に必要なもの**

①申請書（住所・氏名を必ず記入してください。）

②印鑑

③対象となるお母さん、お子さんの健康保険証

お問い合わせ・お届先

住民課②番窓口  
☎57-1511 (内線2222)

**8月人権、行政相談日**

相談日 8月10日(金)  
時間 午後1時～3時  
場所 役場3階会議室  
※相談は無料で、秘密は守られます。  
お気軽にご相談ください。

厚生労働省・社会保険庁より

お知らせ

**あなたの年金記録をもう一度チェックさせてください**

被保険者・年金受給者の皆様へ

年金記録問題への  
新対応策の進め方

**1** 年金記録の統合に向けての徹底的なチェック

○基礎年金番号に結びつけられていない記録（5000万件）について、国民からの相談・照会を受け身で待つだけではなく、徹底的なチェックを期限を限って社会保険庁自ら行い、基礎年金番号に結びつけます。  
今後1年間で、プログラムを開発し名寄せを確実に実施（～20年3月を目途に）  
その後、確認のための手続きを実施し、お知らせは、  
①受給者については、20年3月を目途に  
②被保険者及びその他すべての方

については、20年10月を目途に完了。

○社会保険庁のマイクロフィルムや市町村が保有する記録と、社会保険庁のオンライン記録との突合を、計画的に実施し、進捗状況を半年ごとに公表します。

**2** 年金記録相談体制の強化

国民の立場に立つて、利用しやすい相談体制を敷くとともに、相談に対しては、丁寧に説明し、迅速に処理するよう、窓口に徹底しております。

○電話相談 土・日を含め24時間電話相談を実施。

○来訪相談 平日は毎日午後7時まで受け付けをしております。

○インターネット照会 体制を強化し、処理時間を改善しております。

**3** 納付記録が無い場合の第三者委員会及び検証委員会

○社会保険庁や市町村に記録がなく、ご本人にも領収書等の証拠がない場合であっても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言など周辺の状況に見られる事実

を基に、第三者委員会によって、総合的に判断をします。

○外部有識者の検証委員会を置き、年金記録の管理・事務処理に関して今回問題化した諸事項について、その経緯、原因、責任等の検証等を行います。

**4** 関係情報の積極的発信

○上記1. 及び2. の取組の進捗状況について、幅広く情報を提供します。

**社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせ下さい**

お電話でのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」まで

☎0120-657830

インターネットのロード・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい  
(<http://www.sia.go.jp>)

厚生労働省・社会保険庁

**\*年金等の記録照会は、役場ではしておりませんので、ダイヤルください。**

**国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について**

現在交付しています国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限が7月31日となっています。

再度認定を受ける必要のある方は、8月中に更新の手続きをして下さい。

更新手続きに必要なもの

保険証、印鑑

お問い合わせ 住民課国民健康保険係

☎57-1511（内線2223）

**国民健康保険税の夜間納付窓口を開設します**

国保税の納付窓口を開設しますので、ご利用ください。

期日 8月31日（金）

時間 午後5時30分～午後7時30分

場所 役場住民課2番窓口

■国民健康保険税（平成19年度第2期分）

納期限は8月31日です。

○納期限までに、納付いただきませうようにお願いします。

○納付は口座振替が便利です。住民課国民健康保険係

## 児童手当とは

家庭における生活の安定を図るため、小学校修了前までの児童を養育している方に手当てを支給する制度です。

### 支給額

第1子(月額) 5,000円

第2子(月額) 5,000円

第3子以降 10,000円

※平成19年4月から3歳未満の児童は一律月額1万円。また3歳

到達後の翌月からは、第1子・

第2子の手当月額が5千円。

※ただし一定額以上の所得のある方には、児童手当は支給されません。

※児童手当認定請求書を提出し、市町村長の認定を受けなければ、児童手当を受ける権利が発生しません。

### 認定請求に必要なもの

○認定請求書(役場にありませ

ん)

○印鑑

○健康保険証

○預金通帳のコピー

## 児童手当等の現況届は

すみませしたか

まだ提出されていない方は早急に提出してください。資格があつても現況届を提出されないと6月以降の手当を受けられなくなりま

## 児童扶養手当とは

死亡、離婚、生死不明、拘禁などの理由で父と別れて生活している児童や婚姻によらないで生まれた児童、父母とも不明である児童、あるいは父が重度障害の状況にある児童を養育している方に支給され

ます。児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日までの人のことをいいます。ただし、心身に一定の障害の状況にある人は20歳までになります。

ただし、公的年金を受けることができるるときなどは支給されません。

※所得制限やその他にも支給要件がありますが、支給資格者として認定されれば手当の支給を受けることができます。

支給要件に該当した日から5年を経過すれば請求権がなくなりま

すのでご注意ください。

## 特別児童扶養手当とは

20歳未満で心身に中程度以上の障害のある児童を養育している人で(施設入所児童は対象外)所得制限やその他にも支給要件がありますが、受給資格者として認定されれば手当ての支給を受けることができます。

○児童扶養手当と特別児童扶養手当の更新手続きは8月中に行ってください。

○児童扶養手当または、特別児童扶養手当を現在受給されている方は平成19年度も資格が継続するかどうかの確認をするため8月上旬に用紙を送付します。全額支給停止になっている方も手続きが必要ですので8月中に必ず更新の手続きをしてください。(ただし、特別児童扶養手当のみ2年間連続所得制限超過の人に限りありません。)

詳細については役場住民課までお問い合わせください。

☎ 57-11511  
☎ 57-11525

## 税金の口座振替をご利用のみなさま

平成19年度より、固定資産税や町県民税、軽自動車税の振替ごとの領収証書は送付していません。納付(振替済み)の確認は、年度末に1回送付します。口座振替通知書及び通帳記帳をお願いします。

※年度末に送付します。口座振替済通知書には、各期別ごとに領収済みされた固定資産税や町県民税、軽自動車税分(原付等)が記入されます。

また、軽自動車税を口座振替されていて、継続検査(車検)に必要な方には、6月中旬に「継続検査用納税証明書」を送付しておりますのでご利用ください。

税務課

## 役場職員人事異動

7月1日付

・総務課係長

堀川 雅史(総務課主査)

・建設課係長

辻井 弘至(建設課主査)

6月23日付退職

村田 龍司



みんなで本を読もう

## 安堵町読書感想文・感想画コンクール

安堵町では、読書の感動を感想文や感想画で表現する「安堵町読書感想文・感想画コンクール」を開催します。多数の応募をお待ちしています。

### 1 応募対象

安堵町内に在住又は安堵町内の園・学校に在籍する幼児、児童及び生徒

### 2 応募部門等

- ・感想画部門
  - ・幼児の部（未就学児対象）
  - ・小学校低学年の部（1・2学年）
- ・感想文部門
  - ・小学校低学年の部（1・2学年）
  - ・小学校低学年の部（1・2学年）
  - ・小学校中学年の部（3・4学年）
  - ・小学校高学年の部（5・6学年）
  - ・中学校の部

### 3 対象図書

・自由に選んだ図書。フィクション、ノンフィクションを問いま

せん。

・教科書、副読本等これに準ずるもの、雑誌（別冊付録を含む）、パンフレット類、日本語以外で書かれた図書は対象としません。

### 4 応募規定

- ・感想画部門
  - ・用紙の寸法は、八つ切り以上四つ切り以下で、その画材は、画用紙・ケント紙などとなります。
  - ・色彩は自由とします。
- ・感想文部門
  - ・原稿用紙を使用し、縦書きで自筆してください。
  - ・小学校低学年の部（1・2学年）
    - 本文800文字以内
  - ・小学校中学年の部（3・4学年）
    - 本文1,200文字以内
  - ・小学校高学年の部（5・6学年）
    - 本文1,200文字以内
  - ・中学校の部
    - 本文2,000文字以内

### 5 応募作品

- ・感想文部門における応募は日本語で書かれたオリジナルの作品に限ります。
- ・入賞・入選作品の著作権、版権は主催者に帰属します。

### 6 作品提出

・安堵町内の園及び学校に在籍する幼児及び児童生徒は、在籍する園又は学校を通じて提出してください。その他の園又は学校に在籍する幼児及び児童生徒は、個人応募です。事務局までお問合せください。

・作品は自筆のものを提出してください。ただし、感想文部門において、自筆不可能な場合は理由を添えてください。

・所定の応募票に必要事項を明記し、作品の一番上に添付してください。

### 7 応募締切 11月15日

### 8 審査及び入賞等

- ・有識者による審査会を設け、入賞決定します。
- ・入賞については、下記のとおりです。
  - ・最優秀作品（感想画、感想文の各部門毎に1点）…6点
  - ・優秀作品（感想画、感想文の各部門毎に1点）…6点
- ・平成19年12月頃、最優秀・優秀作品の入賞者に表彰を行います。

お問い合わせ

安堵町教育委員会事務局

☎57-20333又は2281

## 安堵中学校音楽部 演奏会のお知らせ

安堵中学校音楽部が演奏会を行います。安堵小学校金管バンドクラブも出演します。入場無料！  
たくさんの方のご来場をお待ちしています。

日 時 9月2日（日）

午後1時30分より

場 所 トーク安堵カルチャー

センター

多目的ホール

入場料 無料

お問い合わせは、安堵中学校音楽部  
顧問 中西・藤井まで。

☎57-2028



「敬老のびびり」ご案内

日時 9月16日(日) 午前9時受付  
場所 トーク安堵カルチャーセンター  
ター 多目的ホール

「式典」  
「アトラクション」

海原はるか・かなた他



※70才未満は入場できません。  
なお、当日欠席された方の、記念品の受取は10月末日までに(代理・可)ご案内のハガキを持って福祉保健センターでお受取り下さい。  
・車が混雑しますので、当日の代理受領はご遠慮願います。

安堵町高齢者作品展  
の開催について

作品創作を通して、高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進を図る目的で開催します。ふるって出品してください。

出品資格者

町内在住の60歳以上の素人の方

出品種目

日本画・洋画・書・工芸・手芸・写真・コンピューター・タ  
イプアート

出品数

1人1点

出品申込期限

8月20日(月)

作品提出日

8月31日(金)

展示期間

9月10日(月)～28日(金)

ただし、土、日及び祝日は休みです。

展示場所

安堵町福祉保健センター 1階

※出品作品の取り扱いについては、細心の注意をいたしますが、万一の破損、汚損等の場

安堵町写真展  
作品募集

安堵町写真展を開催いたしますので多数ご出品いただけますようにご案内いたします。

期間

8月23日(木)～8月26日(日)

場所 トーク安堵カルチャーセンター  
ター展示ホール

出品資格

高校生以上。町在住及び在勤の方

出品点数

1人2点以内

大きさ 4ツ切り以上。組、連は一つに結合、枠張りまたは額のこと

題材 自由

申込・搬入期間

8月16日(木)～8月19日(日)

申込・搬入場所

トーク安堵カルチャーセンター

作品搬出 8月27日(月)その他

出品料は無料です。出品作については細心の注意をいたしますが万一破損・汚損の場合は責任を負いかねますのであらかじめ御了承願います。

お問い合わせ

トーク安堵カルチャーセンター  
☎57-2281

ほっと安堵 朝市  
新鮮な野菜をより安く

安心・安全な町内の朝取り野菜を安価でご提供します

毎週日曜 朝9時より  
安堵中学校南側

■主催：ほっと安堵朝市実行委員会  
■お問い合わせ：役場産業課 ☎57-1511

毎月第1日曜日 先着100名様に花の苗などを無料配布しています。  
(農地・水・環境保全対策事業への取組)



売り切れ  
次第閉店させ  
て頂きます



雨天でも開催  
しています

## 安堵囲碁クラブからのお知らせ

6月10日(日) 安堵町総合センターひびきで開催された、第4回生駒郡囲碁大会で、安堵囲碁クラブの方が入賞されました。おめでとうございます。

### Bブロック

優勝 沼田耕平さん(柿の里)  
3位 山本有三さん(興人)  
クラブ員募集!

私たちと一緒に囲碁を楽しみませんか。興味・関心のある方は、いつでも見学に来てください。

時間 土曜日(毎週) 午後1時～  
場所 トーク安堵カルチャーセン  
ター 2階 作法室



## 手話奉仕員養成講座(基礎課程) 受講者募集

手話の文法や表現技術を学び、手話で日常会話ができることを目的に学習します。

ただし、入門課程修了者程度の方を対象としますので御了承下さい。

日時 平成19年9月5日(水)～

平成20年2月20日(水)

毎週水曜日(但し10月31日は休み) 計22回

午後1時30分～午後3時30分

場所 トーク安堵カルチャーセン

ター 3階研修室

対象者 町内在住・在勤の方

定員 20名(但し、10名未満の場合中止)

受講料 1,470円(テキスト代)

申込み 8月31日まで定員になり次第締切り

安堵町社会福祉協議会

☎ 57-25233

FAX 57-5022

57-5022

## 安堵町クリーンアップ大作戦

町内美化運動の一環として、富雄川や道路周辺の空き缶・あきびん・ゴミ清掃を行います。住民みなさまの多数の参加をお願いします。作業用手袋、ゴミ袋等は用意しておりますので、清掃のできる服装でお越しください。

日時 9月2日(日) 雨天決行

午前9時～11時頃。ただし、午前6時以降に大雨、強風に関する警報・注意報発令時は中止します。

集合場所 安堵町役場

集合時間 午前9時までにお集まりください。

お問い合わせ 役場総務課

☎ 57-11511

動物などのムダ鳴き・危害・フン害を防止しよう

## 動物などのムダ鳴き・危害・フン害を防止しよう

動物などを飼う方は次の点に注意してください。

☆できるだけ家の中で動物などを適正に飼いましょう。

○飼う動物などにとって、安全な場所は家の中です。交通事故や病気から動物などを守りましょう。

☆特に犬は、朝夕の散歩が必要です。

○そうしないと、ストレスが溜まり犬の本能のテリトリーに入ってくる物に、ムダ鳴きや、危害を加えることとなります。

○散歩中のフンは飼い主が責任をもって処理しましょう。

☆責任を持って飼う事のできない動物などが生まれないように、去勢・不妊手術等を考えましょう。

☆飼えない動物をすてないで下さい。

○動物などをすてる人は、その動物などが何の罪もなくすてられ、空腹をかかえ、病気・事故への危険にさらされていることを考えてください。

・郡山保健所からのお知らせ

犬の捕獲・引取り業務を休みます。

平成19年8月13日(月)～

8月17日(金)



## 乳幼児期の子育て

## 体で触れて学ぶ

幼児期後半の子どもたちは、好奇心が旺盛で、自分から相手（人や自然や物）に直接働きかけ、体をぶつけてそのものの性質を確かめようとする時期です。

築山や斜面があると駆け登ったり、駆け下りたりします。まるで疲れを知らないかのように何度も繰り返しています。滑って転んでも、どろどろになって服を汚しても、少しのすり傷ならお構いなしです。

雨降りの日は、雨だれが落ちる様子をじっと見えています。雨が上がると、できた水たまりに映った自分の顔を見えています。やがて水たまりに足を入れ、像がゆがむのを楽しんでいます。そのうちにバシャバシャと水しぶきを上げ、最後にはどろどろになってしまいます。

友達と「おしくらまんじゅう」の遊びで体力をぶつけ合ったり、登り棒に何度もずり落ちながら挑戦することも大好きです。

草花や生き物も大好きです。ダンゴムシやミミズに出会うとおそるおそるそっと触ってみます。そして、触られたダンゴムシが丸くなっているのを、いつ動き出すか、じっと見えています。

そうした子どもの姿は、大人には無意味なことを繰り返しているように見え、服を汚したりけがでもしたりしてはと、「もういい加減にしたら」と注意をしたくなりますが、夢中になっている様子を納得するまでじっと見守ってあげることが大切です。

この時期の子どもは、相手（人や自然や物）に何度も何度も働きかけ、体で十分に触れ合うことを通して、相手の性質や物事の本質を学習します。そして、同時に、自分自身の体力や能力も確かめていると言われています。

こうした経験を積むことで自発性が育てられます。自発性は、児童期を創造的に生きるための原動力になります。



いずれも中学時代の夏休みの思い出。自作カメラと鉱石ラジオに取り組んだ時のこと。カメラも鉱石ラジオもかけがえのない宝物になった。毎晩、枕元に置いて寝た。こういう経験を何度も何度も重ねながら、人は自分を作っていくのだと思う。こういう経験の場はいくら保障されても保障されすぎることはないと思う。

(文責 中川)



夏雲

ていかかずら

# 学びと育ちの扉

## 学校教育は今…

### 体験を通して 自分の命の守り方、大切さを学習！

5月28日、安堵小学校で火災の非難訓練が行われました。

午前11時、校内に緊急を知らせるサイレンが鳴り響きました。続いて、「緊急連絡です。ただいま出火しました。」と放送。しばらくすると、あちらこちらから口にハンカチを当てた子ども達が、先生を先頭に運動場へ出て来ました。全校児童が運動場への集合に要した時間は4分。訓練は無事終了。西和消防署東分署の方々からは、迅速な行動が自分達の命を守ること、火遊びは絶対しないこと等の話を聞きました。最後に、1年生から3年生は白煙の中を通り抜ける「煙体験」を、4年生から6年生は消火器を使って燃え盛る火を消し止める実験見学を行いました。実際の体験を通して、命を守ることの大切さに改めて気付いた安堵小学校の児童達でした。



☆一斉に運動場へ逃げる児童達



☆校長先生や西和消防署東分署の方の話を真剣に聞いています。



☆消火器を使った消火訓練



☆白煙の中を通り抜ける「煙体験」

**王寺周辺広域休日応急  
診療施設組合常勤看護  
師募集**

王寺周辺広域休日応急診療施設  
組合（みむろ訪問看護ステーショ  
ン）に勤務する職員を募集します。  
○採用予定の職種と人員  
看護師 1名

○試験日時  
9月8日（土）

午前8時30分から正午（予定）

○試験会場

三室休日応急診療所2階会議室

○採用予定日

平成20年4月1日

○受験資格

☆看護師免許を有する人

☆昭和37年4月2日以降に生まれ

た人

☆病院又は医院等で5年以上勤務

経験のある人

☆普通自動車運転免許を有する人

詳しくは、申込用紙等の交付時  
にお渡しする試験案内等をご覧  
ください。

○提出書類

☆王寺周辺広域休日応急診療施設  
組合指定の試験申込書及び健康

診断書（最近3か月以内に受診  
したもの）

☆看護師免許の写し

☆学校成績証明書

☆卒業証明書

○申込用紙等の交付・受付

☆試験案内と王寺周辺広域休日  
急診療施設組合指定の試験申込  
書（健康診断書含む）の交付・  
受付は、8月6日（月）から8  
月20日（月）（土・日・祝日を除  
く）の午前8時30分から午後5  
時30分まで、王寺周辺広域休日  
応急診療施設組合事務局（斑鳩  
町稲葉車瀬2-5-18）でおこ  
ないます。

※郵送、電話、FAX等による受  
付はできません。

お問い合わせ

王寺周辺広域休日応急診療施設

組合事務局

☎0745-74-4100



**安堵駐在所だより**

安堵駐在所  
☎・FAX 57-2603

**★高齢者をねらう悪質商法★**

**あなたを巧みにだまそうとする犯罪者がいます。  
うまい話には落とし穴があります。《ご用心・ご用心》**

◎悪質商法の被害にあわないためには!!

◆何の用?しっかり聞こう 身分と要件

業者は、身分や訪問目的を隠  
したりします。  
おかしいと思ったらどんどん  
聞いて

◆今がチャンスは 真っ赤なうそ

見知らぬ人を簡単に玄関に入れない。  
いったん入り込んだらしつこく勧誘し、帰りません。

◆あいまいな 返事はやめて 断ろう

中途半端な態度や対応はいけません。



いらないときは、き然とした態度で「いません」  
「お断りします」

◆おかしいと思ったら 110番

しつこく勧誘されても、根負けしない。  
どなったりしたらすぐに110番。

◆契約書は よく読んでから 契約を

その場で契約せず、家族や身近  
な人に相談する。  
契約を急がせる業者は要注意!  
被害にあったと思ったら、あき  
らめずすぐに相談する。



みんなでつくろう安全安心の街

通報先 110番（警察本部） ☎0745-72-0110（西和警察署） ☎0743-57-2603（安堵駐在所）

## 大会のお知らせ

### 軽スポーツの集い

日時 8月25日(土)

午前9時集合

種目 ソフトバレーボール

インディアカ

フリーテニス

バウンドテニス

場所 安堵中央公園体育館

参加資格 町在住者・在勤者・年

齢不問 親子での参加歓迎

受付 当日受付

### 第33回秋季少年野球大会兼・第31回6年生を送る少年野球大会

日時 9月2日(日)

午前8時30分集合

場所 安堵中央公園多目的広場

受付 当日受付

### 第16回ベタンク大会

日時 9月2日(日)

午後1時30分集合

場所 安堵中央公園多目的広場  
参加資格 町内在住・在勤者  
受付 当日受付

### 第26回秋季ソフトボール大会

日時 9月9日(日)

午前8時30分集合

場所 安堵中央公園多目的広場

参加資格 町内在住・在勤者

受付 9月3日～7日

## 大会結果

### 生駒郡町村会杯軽スポーツ大会

日時 6月17日(日)

(バウンドテニス・フリーテニ

ス・インディアカ・ソフトバ

レーボールの4種目が郡内の体育

施設において開催されました。)

準優勝 安堵Iクラブ

(インディアカ)

大会に参加し健闘された選手のみなさん、どうもご苦労さまでした。

今後ともご活躍を期待いたします。

お問い合わせ 安堵中央公園体育館

☎58-4011まで。

### 第33回 町民体育祭ポスター募集

10月7日(日)開催の町民体育祭のポスターを募集します。

入選作品は体育祭当日に展示・表彰します。

募集要項

① 第33回安堵町民体育祭

② 日時 10月7日(日)

予備日 10月8日(祝)

午前9時開会式

③ 場所 安堵中央公園多目的

広場

※右の①～③の項目を必ずポスターの中に入れてください。

締切りは、9月10日(月)、安堵

中央公園体育館 ☎58-4011

1まで。

### 第7回障害者スポーツ大会

5月27日に奈良県立橿原公苑陸上競技場で第7回障害者スポーツ大会が開催され、中島淳さんが砲丸投げで1位、100m走で2位になり、全国大会に出場されます。

ご健闘をお祈りいたします。

## 安堵中央公園多目的広場ナイター体験会

7月1日より安堵中央公園多目的広場のナイター設備がオープンしました。小学生で構成され多目的広場を使用するクラブチーム(安堵ベースボールクラブ・安堵サッカークラブ)を招待し、点灯式の後ナイター体験会を明るい多目的広場で行いました。





## こども

## 健康カレンダー

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
12 か月児健康相談	8月7日(火) 午前9時30分～ 10時受付	満12・13か月児	母子健康手帳 アンケート用紙 バスタオル	身体計測、歯科・育児相談
4 か月児健康診査	8月7日(火) 午後1時30分～ 2時受付	満3・4か月児		身体計測、医師診察、栄養・育児相談
3歳児歯科健康診査	8月2日(木) 午後2時より受付 *時間を区切り指定します。	平成16年3月9日～平成16年8月2日生まれの児	母子健康手帳 アンケート用紙 歯ブラシ・コップ・タオル	歯科診察・相談、フッ素塗布

※対象者には通知します。

※場所はいずれも福祉保健センター



## おとな

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
健康相談(役場ロビー)	8月3日(金)・9月5日(水) 午前9時～10時30分受付	町住民	健康手帳	血圧・体脂肪・腹囲測定、尿検査、開眼片足立ち、健診後の健康相談としてもご利用ください。 ※8月3日(金)は管理栄養士による相談があります。

お問い合わせ 福祉保健センター内健康福祉課 ☎57-1591 FAX57-1592

## 県内委託医療機関での乳がん・子宮頸がん検診がはじまっています

町の受診券を使つての受診には、福祉保健センター窓口で交付している受診券が必要です。

受診前に必ず来所してください。

受診期限：平成20年2月29日まで

検診名	検診内容	検診間隔	料金	実施機関	対象年齢
乳がん検診	マンモグラフィと視触診 40歳代…2方向 50歳以上…1方向	2年に1回	1,500円～2,300円 (医療機関により異なります)	市立奈良病院 天理市立病院 ヤマト健診クリニック	40歳以上の女性
	視触診のみ	1年に1回	800円		
子宮頸がん検診	細胞診	2年に1回	2,000円	県内委託医療機関	20歳以上の女性

注)・70歳以上および町民税非課税世帯の方は無料です。(受診券交付時に申し出てください)

・マンモグラフィと視触診の乳がん検診を受けられた方は、その後の検診間隔が2年に1回、視触診のみの検診を受けられた方は、年1回の検診です。

お問い合わせ：福祉保健センター内健康福祉課 ☎57-1591 FAX57-1592

# health

# みんなで健康

**飲酒習慣のある方は、  
休肝日をもうけよう。**

お酒の飲み方によって健康への影響が違いますが調査研究によってもわかりました。

ひとつは、飲酒量が同じ程度で、お酒を飲まない「休肝日」がある場合と、ない場合では、総死亡リスク（危険度）が変わります。

週1〜2日の飲酒者と、週5〜7日の飲酒者では、1.5倍の死亡リスクがたかくなります。

もうひとつは、休肝日があっても極端に飲酒量が多い場合、同じように高くなります。

では、節度のある適度な飲酒とはどれくらいでしょうか？純アルコールで20g程度です。清酒であれば1合、ビール500ml、焼酎のお湯割り4〜6で1800mlです。

飲酒習慣のあるあなた、賢く飲酒習慣を続けたいなら、平均一日1合程度で、休肝日は週2日以上を守ることが必要です。

また、健診等の血液検査で肝臓や血糖値、コレステロール値



等に異常値がある人や、腹囲が男性85cm以上・女性90cm以上やBMI2.5以上の方は、アルコールが肝臓で中性脂肪の生成を盛んにするという悪影響とともに、アルコールもつまみも、意外と高カロリーが多く、一回の飲酒で1回分の食事カロリーを摂取している場合もあります。

カロリーの摂り過ぎは、内臓脂肪の原因になります。メタボリックシンドロームを引きおこし、脳卒中や心筋梗塞など死の病気の原因となる恐れがあります。

安堵町の基本健康診査時も飲酒量をお聞きしています。多飲酒の方の95%が血圧や血液検査で異常値が出ています。

食推の食育教室  
参加者募集！  
私たちがお手伝いします。



## 3歳児親子で おやつづくり教室

子どもにとっておやつは大事な食事です。

手軽に購入できる市販品に頼っていませんか？たのしく、親子でおいしい簡単手づくりおやつにチャレンジしましょう！

日時：8月24日(金)

午後1時30分集合

午後3時30分終了予定

場所：福祉保健センター

対象者：3歳児とその保護者

持ち物：エプロン・三角巾・ふきん・筆記用具・お茶・手ふきタオル・うわばき・歯ブラシ

料金：親子で2000円

申し込み：8月6日(月)から定

員になりしだい締め切ります。

福祉保健センター内健康福祉課

## 親子食育教室

☎ 57-1591 FAX 57-1592  
(先着20組)

みんなでつくるの楽しいね！

みんなで食べるの、おいしいね！

夏休みの1日を、食生活改善推進員の方と、お友達、お母さんやお父さんと楽しく過ごしませんか。

日時：8月28日(火)

9時集合 午後2時終了予定

場所：福祉保健センター

対象者：小学生とその保護者

持ち物：エプロン・三角巾・ふきん・筆記用具・お茶・手ふきタオル・うわばき・歯ブラシ

料金：親子で3000円

(子ども一人増えるごとに1500円)

申し込み：8月6日(月)から定

員になりしだい締め切ります。

福祉保健センター内健康福祉課

☎ 57-1591 FAX 57-1592

(先着13組) (初めての方優先)



# 本の窓

安堵町福祉保健センター図書室  
福祉保健センター 2階  
☎57-1590 FAX57-1592  
【利用時間】午前10時～午後5時

図書カレンダー●は利用日

8月

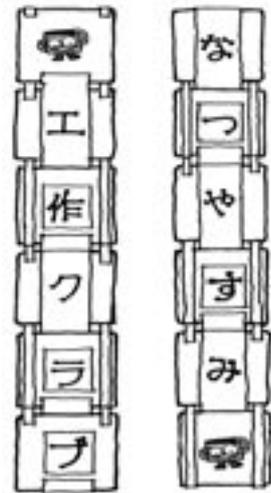
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

## 読書感想文コンクールに挑戦しよう！

今年は「安堵町読書感想文・感想画コンクール」(安堵町教育委員会が主催)が開催されます。図書室では学齢に応じたおすすめ本を用意しました。全国の課題図書もあわせてご利用ください。(図書室の推薦本は、夏休みまでは学校に配置しています)

## 作ってあそぼう！

夏休み工作クラブ



毎月第4水曜日には「工作クラブ」を親子でお楽しみいただいておりますが、8月は夏休み特別企画で行います。今年「変身カード」を作ります。みなさんのご参加をお待ちしております。

### ■募集要項

- 日時 8月27日(月) 午後1時～4時
- 場所 福祉保健センター3階・会議室
- 定員 三十名 小学校低学年はできるだけ保護者の方と一緒に参加してください。幼児は必ず保護者が付き添ってください。
- 参加費 無料
- 申し込み 8月6日(月) から図書室にて申し込みを受け付けます。定員になり次第受付を終了いたします。
- その他、詳しいことは図書室までお問い合わせください。



8月4日(土)  
9月1日(土)

- 「小さい子の時間」(2・3歳～) 午後2時～2時20分
- 「大きい子の時間」(5歳～) 午後2時30分～3時
- ◎おはなし・絵本・紙芝居
- ◎場所：図書室

### 工作クラブ



- ★工作クラブは、毎月第4水曜日、午後4時～5時までしています。
- ◎場所：福祉保健センター会議室
- ◎道具はこちらで用意いたします。
- ◎無料です。お気軽に！



### ママらっこ



- 8月10日(金) 「水遊び」  
(雨天の時は室内遊び)  
持ち物 スイムパンツ 帽子 バスタオル 着替え
- 9月14日(金) いざというとき役に立つ「幼児安全法」  
日本赤十字社安堵分団の協力により実施  
\*託児が必要です。  
持ち物 託児に必要なもの 託児料200円  
午前10時30分～  
福祉保健センター3階

### 絵本のひろば

- 子どもが泣いても、おしゃべりしても大丈夫。  
絵本の読み聞かせ、手遊びは11時から
- 8月3日(金)
- 8月17日(金)
- 9月7日(金)
- 9月21日(金)
- 午前10時30分～12時(入退出自由)
- 主催 子育てボランティア Be-輪

## てんいち先生

「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて「11」(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。



安堵町人権・同和問題啓発活動推進本部

毎月11日は人権を確かめあう日です

歴史民俗資料館

8月の花



オニユリ

灯芯ひき  
わらぞうり作り

体験会

い草のズイを取り出し灯芯に仕上げる技術に触れてみませんか。最近流行の手作りわらぞうりの講



灯芯ひき



ぞうり作り

習も同時に開催しています。お気軽にご参加ください。  
日時 **8月26日(日)**  
午後1時30分～3時30分

参加費 入館料が必要です  
申込み それぞれ10名まで  
(申込み順)

先に館へ申し込んでください。  
※ぞうり作り参加の方はズボンでお越しください。  
※参加人数により、翌月に繰越し開催させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ・場所・申込み

安堵町歴史民俗資料館  
(大字東安堵1322)

☎ 57-5090 FAX 57-88895

地上アナログテレビ  
放送終了のお知らせ

現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、2011年(平成23年)7月24日までに終了いたします。

地上デジタルテレビ放送を視聴するには、①デジタル放送対応のテレビに買い換える②地上デジタルチューナーを買い足す③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビに加入し視聴するという方法があります。①と②については、UHFアンテナの設置工事が必要となる場合があります。なお、費用はすべて自己負担となります。

また、集合住宅や受信障害対策で共同受信施設を利用されている方は、戸別受信が可能な場合は、上記①又は②の方法によることができますが、引き続き共同受信施設を利用する場合は、設備の改修等が必要となる場合がありますので、施設管理者や建物のオーナーにご相談ください。

詳しくは、総務省近畿総合通信

局ホームページ

(<http://www.ktab.go.jp>) を御覧ください。また、ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

\*地上デジタルテレビ放送に便乗した悪質商法には充分ご注意ください！

【お問い合わせ先】

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター  
☎ 0570-07-0101

(平日9時～21時、土・日・祝日9時～18時)

総務省近畿総合通信局放送部放送課

☎ 06-6942-0820

(平日8時30分～12時15分及び13時～17時15分)



地上デジタル放送対応機器であるかどうかは、このマークを目印に



UHFアンテナ